【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2020年7月21日

【英訳名】 TOPPAN PRINTING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 麿 秀晴

【本店の所在の場所】 東京都台東区台東一丁目5番1号

【電話番号】 03(3835)5111(大代表)

(上記は登記上の本店所在地で実質的な本社業務は下記で行ってお

ります。)

【事務連絡者氏名】 コンプライアンス部長 小関 知彦

【最寄りの連絡場所】 (本社事務所)

東京都千代田区神田和泉町 1 番地

【電話番号】 03(3835)5535

【事務連絡者氏名】 コンプライアンス部長 小関 知彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 118,816,804円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 凸版印刷株式会社本社事務所

(東京都千代田区神田和泉町1番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【証券情報】

# 第1【募集要項】

### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	67,973株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準 となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

#### (注) 1.募集の目的及び理由

当社は、2019年5月30日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役及び取締役を兼務しない執行役員(以下「対象取締役等」と総称します。)を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、2019年6月27日開催の第173回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額300百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として40年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、係る承認を踏まえて、当社は2020年7月21日開催の取締役会において、対象取締役等に自己株式の処分を行うことについて決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 本制度の概要等

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年300,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を確保するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計118,816,804円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式67,973株を付与することといたしました。なお、譲渡制限期間については、株主の皆様にご承認いただきました40年間といたします。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等21名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記のとおりです。

### 本割当契約の概要

- (1) 譲渡制限期間 2020年8月20日から2060年8月19日まで
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役、取締役を 兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位に あることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除す る

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

### 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、上記(2)で定めるいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由(死亡による退任又は退職の場合を含む)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

#### 譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める退任又は退職時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から、乙の退任又は退職日を含む月までの在任期間を11で除した結果得られる数(その数が1を超える場合は、1とする)で乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を11で除した結果得られる数(その数が1を超える場合は、1とする)で乗じた数の株式(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

- 2.本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、(以下「本自己株式処分」といいます。)金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3.振替機関の名称及び住所

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

# 2 【株式募集の方法及び条件】

### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	67,973株	118,816,804	-
一般募集	-	1	-
計(総発行株式)	67,973株	118,816,804	-

- (注) 1.「第1(募集要項) 1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対象取締役等に割当てる方法によります。
  - 2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
  - 3.現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第175期事業年度(2020年4月1日~2021年3月31日) の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

(単位:円)	割当株数	払込金額	内容
取締役:13名()	51,493株	90,009,764円	第175期事業年度分
執行役員:8名	16,480株	28,807,040円	第175期事業年度分

社外取締役を除く。

### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,748	-	1株	2020年8月6日~ 2020年8月19日		2020年8月20日

- (注) 1.「第1(募集要項) 1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
  - 2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
  - 3.また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第175期事業年度(2020年4月1日~2021年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

#### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地	
凸版印刷株式会社 法務・知的財産本部	東京都千代田区神田和泉町 1 番地	

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項は ありません。

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	170,000	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
  - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、当社の対象取締役等に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入いたしました。

また、2019年6月27日開催の株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、年額300百万円以内の金銭報酬を支給することができることにつき、ご承認をいただきました。

上記決定を受け、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第175期事業年度(2020年4月1日~2021年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

# 第2【売出要項】

該当事項はありません。

# 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

# 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

# 第二部 【公開買付けに関する情報】

# 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

# 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

# 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

# 第三部 【参照情報】

# 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

# 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第174期 ( 自2019年 4 月 1 日至2020年 3 月31日 ) 2020年 7 月21日関東財務局長に提出

### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

### 3 【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく 臨時報告書 2020年7月21日 関東財務局長に提出

# 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年7月21日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2020年7月21日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

# 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

凸版印刷株式会社本社事務所

(東京都千代田区神田和泉町1番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 凸版印刷株式会社(E00692) 有価証券届出書(参照方式)

# 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。